このようなとき、このような資金が使えます

資金名																										_	
養金名					このようなとき		漁	漁船		施設				機具等			漁具	等	種苗 運転資金			資源管理•環境			竟 借	換	
1号資金(漁船) 2-10 漁船20(機関換装等10) 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		このような	主な貸付対象者	率(注3)	遠期 限 の 上 限	ち据置期間の上限	資率	船の購入・建	の	具倉庫や作業用上屋の建設をした	物加工施設を作りた	殖施設を作りた	氷や冷凍施設を作りた	物の販売施設を作りた	の調整機具を購入した	の収穫機具を購入した	報処理用機具を購入した	具を購入した	のいかだや施設を購入した	殖や養殖用の種苗を購入した	の運転資金が必	の運転資金が必	源管理のための放流をした	源管理のため漁具を改良した	善を図りた	ろうの際の安	負責整理をしたハ
□		1号資金(漁船)					- 80 - 特認 - 100	•	•																		
業近代代化資金 (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属	渔	2号資金(漁船漁具保管修理施設等)	・水産加工業者	2.10	漁業者15,漁協20	3				•	•	•	•	•													
代代 (社費金金 (会) 会員強 (議) 表表 流協	業	3号資金(漁場改良造成用器具等)		2.10	漁業者7,漁協10	2									•	•	•										
登金金	代	4号資金(漁具等)		2.10	5(大型定置網10)	2												•	•								
7号資金 (上記以外で大臣指定施設) 2.10 5~15 2又は3		5号資金(種苗購入又は育成)		2.10	5	2(特認3)														•							
漁業経営改善促進資金 者が注注) 1.85 1	金	6号資金(漁村環境整備施設)		2.10	20	3																					
a 業経営維持安定資金 中小漁業者(注2) 沿岸2.10		7号資金(上記以外で大臣指定施設)		2.10	5 ~ 15	2又は3																					
漁業経営再建資金 漁業者 2.00 10(特認15) 特認2 -	漁業経	営改善促進資金	経営改善漁業者(認定漁業者)(注1)	1.85	1	-	-															•					
漁業経営高度化促進支援資金 漁業者 2.10 5 1 -	漁業経営維持安定資金		中小漁業者(注2)		10(特認15)	3	-																				•
沿岸漁業改善資金 漁業者・漁協 無利子 2~10 0~3 - ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	漁業経営再建資金		漁業者	2.00	10(特認15)	特認2	-																				•
日本 漁業経営改善支援資金 経営改善漁業者(認定漁業者)(注1) 2.10~2.25 18 3 80 特認 100 農林漁業セーフティネット資金 漁業者 1.25~1.95 15 3 - 農林漁業施設資金(注4) 漁業者・漁協 1.25~2.40 + 双十円地戸は記せた。 3 80 ●	漁業経営高度化促進支援資金		漁業者	2.10	5	1	-																•	•			•
本 政策 漁業経営改善支援資金 経営改善漁業者(認定漁業者)(記1) 2.10~2.25 18 3 特認 100 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	沿岸漁業改善資金		漁業者·漁協	無利子	2~10	0~3	_	•	•									•	•	•				•	•	•	
策金融 公 農林漁業を一フティネット資金 漁業者 1.25~1.95 15 3 -	本政策金融公庫資	漁業経営改善支援資金	経営改善漁業者(認定漁業者)(注1)	2.10~2.25	18	3	特認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•						
公 農林漁業施設資金(注4) 漁業者・漁協 1.25~2.40 大回利用施設2U 3 80 ● ● ● ● ● ● ● ●		農林漁業セーフティネット資金	漁業者	1.25~1.95	15	3	-														•						
P		農林漁業施設資金(注4)	漁業者・漁協	1.25~2.40	共同利用施設20 主務大臣指定施設15	3	80			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•								
		水産加工資金	水産加工業者・水産加工協	1.65~2.60	25	3	80	_			•									_							

⁽注1)漁業経営の改善に関する計画の認定を受けた中小漁業者等 (注2)漁業経営の再建を図ろうとする計画の認定を受けた中小漁業者

(注3)利率は令和7年11月19日現在(注4)主務大臣指定施設の場合は対象とならない設備がある。